

これだけで合格する！宅建士合格講座
サンプル講義用（第14回）

令和7年受験版

梶原塾

Copyright © 2005-2025 KajiwaraJuku.

2025-SP01

・申請等による登録の消除

- ・知事は、①～④に該当する場合および必要的消除事由に該当する場合は、登録を消除しなければならない

①	本人から登録の消除の申請があったとき	cf.P70
②	死亡等の届出があったとき cf.P17	
③	死亡した事実が判明した場合で届出のない場合	
④	不正の手段によって受験したことにより、合格決定を取消されたとき	

・業務処理の原則

- ・取引士は、宅地建物取引業の業務に従事するときは、宅地・建物の取引の専門家として、購入者等の利益の保護および円滑な宅地・建物の流通に資するよう、公正かつ誠実にこの法律に定める事務を行うとともに、宅地建物取引業に関連する業務に従事する者との連携に努めなければならない

・信用失墜行為の禁止

- ・取引士は、取引士の信用または品位を害するような行為をしてはならない
⇒業務に従事するときに限らない

・知識および能力の維持向上

- ・取引士は、宅地・建物の取引に係る事務に必要な知識および能力の維持向上に努めなければならない

kajiwara juku

梶原塾

<http://kajiwara-juku.com>

これだけで合格する！
宅建士試験過去問セレクト13年
サンプル講義用②宅地建物取引業法

令和7年受験版

2-10-17

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、誤っているか・・・。

宅地建物取引士は、宅地建物取引士の信用を害するような行為をしてはならず、信用を害するような行為には、宅地建物取引士の職務に必ずしも直接関係しない行為や私的な行為も含まれる。

2-10-18

宅地建物取引士の登録及び宅地建物取引士証に関する次の記述は、誤っているか・・・。

宅地建物取引士は、宅地建物取引士の信用又は品位を害するような行為をしてはならず、この行為には宅地建物取引士としての職務に必ずしも直接関係しない行為や私的な行為も含まれる。

2-10-19

次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引士は、宅地又は建物の取引に係る事務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

2-11-1

宅地建物取引士の登録（以下この間において「登録」という。）及び宅地建物取引士証に関する次の記述は、正しいか・・・。

宅地建物取引士(甲県知事登録)が本籍を変更した場合、遅滞なく、甲県知事に変更の登録を申請しなければならない。

2-10-17	R4-29-4	○正しい	P14
<p>信用失墜行為の禁止について、取引士は、取引士の信用または品位を害するような行為をしてはなりません。</p> <p>業務に従事するときに限りません。</p> <p>本肢記載のとおりです。</p>			

2-10-18	R6-43-2	○正しい	P14
<p>信用失墜行為の禁止について、取引士は、取引士の信用または品位を害するような行為をしてはなりません。</p> <p>職務に必ずしも直接関係しない行為や私的な行為も含まれます。</p> <p>本肢記載のとおりです。</p>			

2-10-19	R5-38-㊦	○正しい	P14
<p>知識および能力の維持向上について、取引士は、宅地・建物の取引に係る事務に必要な知識および能力の維持向上に努めなければなりません。</p> <p>本肢記載のとおりです。</p>			

2-11-1	R3a-35-㊦	○正しい	P15
<p>変更の登録について、登録を受けている者は、登録を受けている一定の事項について変更があったときは、遅滞なく、登録を受けている知事に申請しなければなりません。</p> <p>本肢の「本籍」の変更は、変更の登録が必要な取引士登録簿の登録事項です。</p>			

著作権者 株式会社ドリームワークス dreamworks 

梶原塾 <http://kajivarajuku.com>

複製・頒布を禁じます

本書の全部または一部を著作権法の定める範囲を超えて無断複製等をする

10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらを併科に処せられることがあります